

福岡市社会福祉協議会 災害支援ボランティア団体等の登録に関する取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に被災者の生活再建や復興のためのボランティア活動や社会貢献活動を行う団体(NPO・ボランティアグループ・大学・企業など)等の登録について必要な事項を定め、災害支援に関する情報共有や災害時の円滑な活動の推進および行政・社会福祉協議会・団体等の三者連携の推進に資することを目的とする。

(登録先)

第2条 登録先は、福岡市社会福祉協議会ボランティアセンター(以下、「ボランティアセンター」という)とする。

(登録の要件)

第3条 登録対象団体は、次の各号のすべてに該当する団体とする。なお、法人格の有無は問わないものとする。

- (1) 災害支援や防災啓発に関するボランティア活動や社会貢献活動を行っている団体、または活動を行う意思のある団体
- (2) 福岡市内で大規模な災害が発生した際に、災害ボランティアセンターの運営や市内の被災者支援活動に協力する意思のある団体(団体の拠点・事務所が福岡市内にあるかどうかは問わない)
- (3) ボランティアセンターが実施する会議・研修会・フォーラム・訓練やアンケート等に積極的に参加・協力する意思のある団体
- (4) 電子メールや電話による連絡調整に対応できる団体

(登録申請及び更新、変更)

第4条 登録申請は、登録申請書(様式1)の提出、または、福岡市社会福祉協議会ホームページ上に設ける登録申請フォームにより行うものとする。

- 2 登録は年度更新とし、ボランティアセンターが登録団体に対して登録継続意思確認を行うものとする。
- 3 登録団体は、登録内容に変更が生じた場合は、ボランティアセンターに速やかに申し出るものとする。

(登録の取り消し)

第5条 ボランティアセンターは、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体より登録取り消しの申し出があったとき
- (2) 登録団体が、第3条の登録の要件に該当しなくなったとき
- (3) 登録継続意思確認に対し、登録団体より継続の意思表示がなかったとき
- (4) 登録団体が、本要綱に定める事項を遵守しなかったとき
- (5) 登録団体が、公共の福祉に反する行為等を行ったと認められるとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ボランティアセンターが登録団体として不適格であると認めたとき

(個人情報取扱い)

第6条 登録団体に関する個人情報は、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適正に管理し、第1条の目的以外には使用しないものとする。なお、登録団体の同意がある場合に限り、ボランティアセンターは福岡市へ登録情報を提供することとし、福岡市はその情報を、必要な連絡調整に利用することができる。

(情報提供)

第7条 ボランティアセンターは、登録団体に対し、ボランティアセンター・福岡市・関係団体等が開催する災害ボランティアに関する会議・研修会・フォーラム・訓練等の案内を行うほか、災害ボランティアに関する情報提供を適宜行う。

(保険加入及び免責)

第8条 登録団体が福岡市内で災害支援に関するボランティア活動を行う場合、活動を行う登録団体の構成員はボランティア活動保険に加入するものとし、その費用は、登録団体もしくは構成員が負担するものとする。

- 2 登録団体が福岡市内で災害支援に関するボランティア活動を行う際に、登録団体の構成員がケガをした場合や、構成員が他人にケガを負わせたり他人の物品を壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合は、ボランティア保険で対応することとし、ボランティアセンターはその責任を負わないものとする。

(規定外の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。